

## 公立大学法人京都市立芸術大学建物総合管理委託業務落札者決定基準

本基準の策定に当たっては、京都市公契約基本条例の趣旨及び京都市行財政局財務部契約課による通知（平成27年11月11日付け京都市公契約基本条例に基づく取組の一層の推進について）を踏まえ、市内の中小企業の受注等の機会の増大など、市内事業者の活用に最大限の工夫と努力を行っております。そのうえで、本業務においては、業務の性質上、一括発注となりますが、経済的にも地域に開かれた大学として、市内事業者の方に大学の業務に関わっていただけるよう努めております。なお、事業者選定については、入札額による判断に加え、事業者提案等を判断材料にする総合評価方式を導入しています。

### 1 審査方法など

#### (1) 提案書の審査

提案書の書類を確認し、配点基準に基づき、本学で審査を行い、「必須項目」、「加点項目」を配点します。ただし、「必須項目」の4つの項目のうち、1項目でも0点の場合は、本学が要求する水準が満たされていないと判断し、落札できません。

※ 審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

#### (2) 配点基準

審査項目		審査内容	配点
必須項目	組織力・財政基盤	・継続的に本業務を実施できる事業者（売上高、組織体制、人員数等）か。	8点
	業務の実施体制・業務品質の管理	・業務に必要な人員（業務経験年数、必要資格）が確保されているか。 ・社員教育及び研修が実施されているか。	14点
	同種業務の実績	・建物総合管理業務の実績がどれくらいあるか。 ・国等における入札参加資格の格付け、又は受託の実績があるか。	16点
	緊急時、災害時の対応	・緊急時に駆け付けられる体制か。 ・緊急時の体制が整備（緊急時のマニュアルの有無等。）されているか。	10点
加点項目	応募者独自の提案	・準備期間の人材の育成、施設管理方法等 ・業務の品質・効率性の向上に関する提案 ・環境への配慮、地域との連携や社会貢献に関する提案 ・働き方改革や女性の活躍推進、ダイバーシティ推進、SDGs等の取組 など	16点
	市内事業者の優先	・京都市内に本社、支店、営業所等の事務所を有しているか。	6点

審査項目		審査内容	配点
価格項目		(1 - 入札価格 / 予定価格) × 30点 ※予定価格を超えるものは落札者とししない。	30点
総合評価点			100点

(3) ヒアリング（必要に応じて）

ア 実施場所

提案書作成要領「6 提案書の作成等 (1) 提出場所」と同じ

イ 実施日

令和5年6月13日（火）から令和5年6月15日（木）までの間を予定しており、別途通知します。

ウ 実施方法

提案書等の内容を確認するため、ヒアリングを実施する場合があります。

なお、出席者は4名以内とします。

また、配置予定の現場責任者の同席を求める場合があります。

(4) 採点方法

提案書等に基づいて評価する「必須項目」、「加点項目」の評価点に、入札価格を評価する「価格項目」の評価点を加算する総合評価方式を採用します。

各項目の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目を四捨五入します。

3つの項目の評価点の合計である「総合評価点」（満点100点）の最も高い者を落札候補者（総合評価点の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者によるくじ引きで落札者を決定します。）とし、当該落札候補者の資格確認を行った後、落札決定します。

(5) 各審査項目の評価基準等

ア 組織力・財政基盤

本業務が組織力・財政基盤に応じた業務量であるか判断するとともに、事業者の業務の遂行能力を判断し、売上規模、従業員数に応じて、8点から0点を配点します。

イ 業務の実施体制・業務品質の管理

業務の熟練度や能力を客観的に判断するとともに、常に新しい知識や自己研鑽できる環境を会社全体で整えているか判断し、従事する責任者の業務経験年数、必要資格及び社員教育の充実度に応じて、14点から0点を配点します。

ウ 同種業務の実績

業務を履行する能力を判断するため、過去の同種同業務の実績や国の基準でランク付けされている業務の参加資格及び受託実績に応じて、16点から0点を配点します。

エ 緊急時、災害時の対応

学生、教職員、市民等に対して、緊急時等に対応できる管理体制がとられているか判断し、10点から0点を配点します。

オ 事業者独自の提案

各事業者の強みを生かしつつ、各事業者が創意工夫を凝らし、独自に実施できる提案なのか判断し、16点から0点を配点します。

カ 市内事業者の優先

経済的にも地域に開かれた大学として、運営していくため、市内事業者が大学の業務にかかわっているか判断し、6点から0点を配点します。

キ 入札価格に応じて、30点から0点を配点します。

## 2 契約の締結

落札者と契約内容に係る協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結します。

なお、入札参加者からの提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなしますが、その内容をもって直ちに契約するものではありません。

また、新築施設のため、想定外の施設の管理に伴う業務量の増減が予想されることから、契約期間中の業務量の増減に応じて、双方合意のうえ、契約内容を変更する場合があります。

## 3 失格条件

次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、失格とします。

- (1) 提案書等が本要項に示された条件に適合しない場合
- (2) 提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 審査項目の4つの「必須項目」のうち、1項目でも0点の場合
- (4) 本学の教職員に本件の入札に関して不当な働きかけをした場合
- (5) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) その他落札基準、要項、本学の会計規則及び契約規程に反すると認められた場合